

「知的財産権保護問題訪中視察団」 報 告 書

(2004年5月25日～28日)

2004年7月

(社)関西経済連合会
大阪商工会議所
京都商工会議所
神戸商工会議所
(社)関西経済同友会
関西経営者協会

目 次

． 概 要	
派遣概要	4
参加者名簿	6
スケジュール	7
写 真	
． 団長所感	8
． 訪問先別面談結果	
面談結果(ポイント)	12
1． 現地法律事務所 (Lovells 事務所) からの説明	13
2． 上海市公安局との面談	19
3． 上海市工商行政管理局との面談	21
4． 上海海関との面談	24
5． 義烏市質量技術監督局表敬・『中国小商品城』視察	27
6． 上海大金空調有限公司訪問	28
参考資料	
1． Lovells 事務所ブリーフィング資料	33
2． アジア模倣品問題シリーズ講演会講演要旨	
(1) 「中国における知的財産権問題最新報告」	
特許庁総務課特許戦略企画調整官 日高賢治 氏	50
(2) 「中国における知的財産権の保護」	
三枝国際特許事務所弁理士 岩井智子 氏	53
3． 知的財産ワーキンググループの活動について	57

· 概 要

派 遣 概 要

1. 派遣の経緯：

2002年12月、関西の経済7団体^{*}((社)関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、(社)関西経済同友会、(社)大阪工業会、関西経営者協会)は、「関西産業競争力会議レポート」をとりまとめた。同レポートでは、競争力強化のための課題として製造業の知的産業化や集客・観光産業をはじめとするサービス産業の競争力強化などを提言するとともに、関西の経済界自ら提言を実行に移していくための7つの行動計画が示された。その1つが、行動計画「知的財産に強い人材および技術のわかる法律家の育成」(リーダー：松下正幸・松下電器産業(株)副会長)である。2003年春、この行動計画を具体化するために企業5社を中心メンバーとする知的財産ワーキンググループ(WG)(座長：山崎攻・松下電器産業(株)理事・知的財産権本部長(当時))が設置された。

WGでは、今後、日本とアジアの経済関係がさらに緊密化すると予測されることから、「アジア人への知的財産権教育」を行動計画に基づく具体的テーマと位置づけ、インドの知的財産権問題研修への協力、アジア模倣品問題に関するシリーズ講演会の開催、知的財産権保護問題視察団の派遣、を実行に移すことにした。

WGとしてアジア模倣品問題に関し中国への視察団派遣を決めたのは次の理由による。模倣品の最大の製造・流通国は中国である。中国政府は法整備等を通じた取組みを強化しているが、地方における取締りの不十分さ等が課題とされている。一方、模倣被害の当事者である日本企業は、大企業を中心に自助努力による対策強化をはかっているが、企業全体で見ると中国の知的財産権法や地方政府当局の模倣品取締りの現状について十分な理解・認識があるとは言えず、今後のわが国の対中ビジネス拡大の障害になることが懸念されるからである。

そこで、日本企業の知的財産部門を中心とする実務者に中国の知的財産権侵害に対する理解・認識を深めてもらい各企業の今後の対中ビジネス展開に役立ててもらふこと、さらには、中国取締当局に対し取締まり強化の要請を行うことを目的に、本視察団が派遣された。

2. 主催：(社)関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、(社)関西経済同友会、関西経営者協会
3. 後援：(社)大阪国際ビジネス振興協会(IBO)、日中経済貿易センター
4. 日程：2004年5月25日(火)～5月28日(金)[4日間]
(スケジュール 4頁)
5. 懇談・視察テーマ：
模倣品(商標権・意匠権侵害等)製造・流通の実態把握
模倣品製造・流通の背景・要因分析
中国の知的財産権制度整備の現状、模倣品取締りの現状把握
中国政府当局に対する模倣品取締りの要請
6. 面談・視察先：
上海市 公安局、工商行政管理局商標監督管理処、上海海関
浙江省・義烏市質量技術監督局、卸売市場(中国小商品城)
現地日系企業(上海大金空調有限公司)
現地法律事務所(Lovells 事務所)
7. 団の構成：山崎攻・知的財産ワーキンググループ座長(松下電器産業(株)上席理事・知的財産権本部長(当時))を団長とする企業実務者等17名(参加者名簿 3頁)

* (社)大阪工業会は2003年4月に大阪商工会議所と統合した。

参加者名簿

(順不同・敬称略)

団長	山崎 攻	松下電器産業(株)	上席理事・知的財産権本部長 兼 IPR オペレーションカンパニー社長
	志村 勇	松下電器産業(株)	IPR オペレーションカンパニー 知財開発センター所長
	阿部 克明	村田機械(株)	知的財産権部課長
	五味 孝弘	住友化学工業(株)	知的財産部主任部員
	高橋 直樹	東洋紡績(株)	法務部主席部員
	井川 公人	東洋紡績(株)	知的財産部員
	高橋 正和	シスメックス(株)	知的財産部担当課長
	片山 清司	ゲンゼ(株)	経営戦略部 法務・知財室員
	阪田 勝哉	三洋電機(株)	知的財産ユニット担当課長
	杉中 庸二	大阪市 上海事務所	副所長
	宇野 元博	オムロン(株)	中国本社 知財課課長
	石田 正志	松下電工(株)	知的財産部課長
	東山 恵徳	光洋精工(株)	海外事業管理部中国グループ主任
	林 明廣	上海発斯特營銷資詢有限公司	総代表
	鷺阪 憲治	(株)ファースト	次長
	岡 政徳	関西経済連合会	理事・経済経営本部長経営グループ長
	福井 かよ	関西経済連合会	経営グループ次長

以上 17 名

スケジュール

	月日	地名	現地時刻	交通手段	内容
1	5月25日 (火)	関空発 上海着	10:40 11:55 15:00 16:00 18:30	NH155 専用バス	空路上海へ 上海(浦東)着 着後市内視察 ホテル着 Lovells 法律事務所より プリーフィング Lovells 他との夕食懇談会(団主催) ホテル泊
2	5月26日 (水)	上海	午前 9:00 10:30 15:00	専用バス	上海市公安局と面談 上海市工商行政管理局商標監督管理処との面談 上海海関と面談 (市内視察) ホテル泊
3	5月27日 (木)	上海発 義烏着 上海着	7:00 11:30 14:00 14:30 16:00 23:00	専用バス	義烏市へ移動(所要約4.5時間) 中国小商品城視察(Binwang市場(衣類)) 義烏市質量技術監督局と面談 中国小商品城視察(家電市場、工芸品・雑貨市場) 上海へ移動(途中、杭州で一時下車。夕食) ホテル泊
4	5月28日 (金)	上海 上海発 関空着	10:00 13:00 17:20 20:25	専用バス NH154	日系企業(上海大金空調有限公司)訪問 昼食 上海大金空調出発、浦東空港へ 空路大阪へ 関空着

利用ホテル: Ramada Plaza Shanghai

NH: 全日空

團長所感

訪中団随想

団長 山崎 攻
(松下電器産業(株)審議役)

【浜の真砂とニセモノは】

「羊頭狗肉」の大昔から中国でのニセモノの話の種は尽きない。最近は「香港松下事件」のように、一国二制度の隙間を縫った商号・商標の詐称、巧妙な分断した生産体制、グローバルな資金環流の仕組みなど巧妙な知能犯らしい手口が増えてきている。WTOにも加盟したとはいえ、「上に政策あれば下に対策あり」という風潮があり、法律ができてはすぐに抜け道を考えだすので、容易にはニセモノが消滅しない。

【知財実務者で訪中団】

「中国はけしからん」と日本から遠吠えしていてもいっこうに埒があかないし、「百年河清を待つ」ではこちらが先に参ってしまう。関西各社の知財担当の実務者で訪中団を編成し、中国経済の中心である上海市を訪問。取り締まりを執行する公安、海関、工商行政管理局の実務責任者に対して直談判し、取締り強化を要請するとともに、取締りの実効性を即効的に向上するために実務レベルで何が求められているか等、率直に意見を交換した。中国でも文化革命の後に育った若手のエリート層はよく勉強しており専門性も高く、行動力がある。この年代が若手抜擢で取締りの実務責任者になっており、マンマンデーの空気は払拭されている。若手は頑張っている、しかし、あまりに悪者が多すぎる。海関の取り締まりはスピードが勝負。日本側から迅速な真贋判定の協力があればさらに取り締まりの効率は向上する。向上すれば担当する取締官の業績評価も上がるのでさらに熱心に取り締まってもらえるわけで、双方にメリットが生まれる。日中の実務者間の率直な意見交換は有益であった。今回、現地に進出している関西企業からも数名の現地参加があった。現地駐在員にとっても当局の責任者と意見を交わす得難いチャンスとなった。

【底値破壊と質量管理】

中国製品の脅威はまずその価格である。日本の100円ショップが仕入れに行くという義烏市を訪問した。衣料、家電、雑貨、など商品ごとに分かれた大きな問屋商場を形成している。とにかく安い。価格破壊を越え底値をも破壊している。手縫いのネクタイが2.5元、十分に100円ショップに並べられそうだ。3元や5元のアクセサリーでもきれいな化粧箱に納めてショーケースに並べたら1,000円以上の値札を付けられそうだ。仮に人件費がタダでもこの値段で作れるか、販売できるか、中国の価格力に改めて驚いた。

義烏市質量技術監督局を訪問した。日本では質量と聞くと物理で習った「質量Mの物体が・・・」を連想するが、中国では「品質」の意味である。「コシヒカリ」と袋に表記しながら異なる銘柄をブレンドした悪徳商人が摘発されたことが日本でもあったが、米の銘柄をごまかすことはあっても、袋には10Kgと表記していたら10Kgは入っているのが普通である。ところが中国では銘柄はもちろん、重さまでチェックしないと安心できないという。量目なら秤で測ったら誰でもすぐに分かることだが、中国では違反が多く、そこから「質量管理」という言葉が生まれたと聞く。わびしい感じをぬぐえない。

【群盲、象を撫でる】

この11年間に7回ほど中国へ出張した。生産技術本部時代は中国政府との合弁の工場建設関係で、研究本部時代は中国科学院との研究合作で、知財本部へ来てからは工商行政管理局などへ模倣品対策と、いろいろな関連で多くの中国人に会ってきた。最初の出張時には高速道路を馬車や荷物を積んだ自転車が走り、箒をもった労働者が延々と並んで掃除をしていたが、上海の南京路を歩いていると、つい中国にいることを忘れるほどだ。善人もいれば悪人もいる。地域差も大きい。現地を訪れ人に会い見聞することはすべて事実であるが、中国はあまりに大きく奥も深い。「群盲、象を撫でる」のように、会う人により、また訪れる地域により中国の印象は異なる。この訪中団のメンバーが感じ取ったものはそれぞれ異なるだろう、それは中国という巨象のほんの一部に触れた事であり、その印象は部分として正しい。

【多謝】

今回の訪中にあたっては多くの方々の協力をいただきました。大阪国際経済上海事務所の杉中副所長、大阪国際商業振興協会上海代表処の小澤処長、日中経済貿易センターの山田経済交流部長、村岡中国首席代表にはお世話になりました。また親切に対応いただいたダグラス・クラーク氏、ガイドの張副社長にも感謝いたします。最後に事務局のみなさま本当に 辛苦了。

. 訪問先別面談結果

面談結果（ポイント）

団長から、中国取締り当局に対して、模倣品取締り強化を要請した。

上海の各取締り当局者からは、以下の発言があった。

- (1) 中国への投資促進による経済発展の観点から知的財産権保護を重視し、法に則り業務を遂行している。人命・安全に係る案件は特に厳しく取締まっている。
- (2) 権利者企業が取締り当局に協力する姿勢がないと、摘発する意欲が損われる。権利者企業には模倣情報の提供や製品の鑑定などの面で権利者企業に協力してもらいたい。具体的協力の内容は以下の通り。
権利者自ら模倣被害を発見した場合の当局への通報
鑑定人リストの提供、鑑定への素早い協力
正当な取引先事業者リストの整備等による当局の問い合わせに対する積極的対応
- (3)（海関から）日本企業の協力により成果が上がっている。日本企業は知的財産権を重視している。

現地法律事務所から、以下の問題点が指摘された。

- (1) 模倣の手口が巧妙になり、権利侵害の現場を摘発することが困難になってきている。
- (2) 地域によっては保護主義が残っている。
- (3) 罰則が軽すぎる。権利侵害により多額の利益（概ね 50 万人民币元）を得ている案件ないと刑事事件として扱われにくい。
- (4) レイドを繰り返すだけでは権利侵害はなくなる。（時間をかけても侵害の根源を突き止め摘発する方が効果的。）

以上

1. 現地法律事務所 (LoveIIs 事務所) からの説明

(5月25日(火)16:00~18:00)

(団長挨拶)

この度、日本企業の知財部門の実務者をメンバーとする視察団を派遣した。中国の知的財産権保護の現状について最新の状況を把握したい。最近、日本の企業はそれなりに模倣品の発見に注力している。また、中国国内の企業間の侵害案件も見られ国内でも争う時代になっており、模倣品侵害をめぐる様相が変化してきている。我々も中国国内の動きを常に把握していかなければならない。この度の団メンバーは電機、機械、繊維など様々な業界から参加している。メンバー同士の横の情報交換を密にしながら、研鑽していきたいと考えている。よろしく願います。

(クラーク氏)

私は1993年から香港で香港や中国の知財関係の仕事をしてきたが、2001年から上海で仕事をしている。LoveIIs 上海事務所は2003年10月に正式に設立された。

(巻田氏)

LoveIIs は世界19カ国・27都市に事務所を置いている。全世界で170名の弁護士がおり、うち120名が知財専門の弁護士であり、世界の法律事務所の中でも知財に非常に強い事務所と言える。中国では北京、香港、上海に事務所を設置し知財案件を取り扱っている。

(クラーク氏)

中国の知財権に関する法律は他国と同程度に整備されている。専利法(発明・考案・意匠)、商標法(商標)、著作権法(著作物・ソフトウェア)、品質管理法(品質表示等)、反不正競争法(営業秘密等) など。もっとも営業秘密に関しては、現状、中国で法的措置を取ることはまだ難しい状況ではある。

侵害品の種類

侵害品はいくつかに分類される。

完全なデッドコピー。昔もデッドコピーはあったが品質は悪かった。しかし最近品質が向上し、電機製品でも中には本物よりも品質が良いものもあるらしい。

類似商標。例えば「SQNY」。最近、商標の取締まりが強化されているため、商標のコピーではなく意匠・デザインをコピーする方向に変わってきている。

特許侵害。

侵害品をどうやって発見するか

侵害品を発見するきっかけは次の5通りが考えられる。

市場調査

顧客からの苦情

情報提供者

民間調査会社

取締り当局から直接連絡

中国には多数の民間調査会社があり、ここ2、3年で急増している。

情報提供者や調査会社からの情報に関して最大の課題は情報の信頼性である。中には報酬をもらいたいために怪しい情報を提供してくることもあるため、注意が必要である。提供された情報については、自らも調査することが大事である。また情報提供の対価は、当局がレイドに成功するなどの一定の成果が上がった段階で支払う方がよい。取締り当局から直接連絡を受けた場合は、その信頼性に問題はない。

模倣品を発見したら、自らの知財権を確認した上で調査を開始することになる。中国で商標権や意匠権を登録していなければ権利侵害とはならないことに留意しなければならない。その上で、製造現場、卸売市場、小売店を調査することになる。

調査・取締りの方法

中国の模倣品製造現場はこの10年で様相が変わった。かつては夜間に製造するといった手法が見られたが、最近では、模倣品は注文生産され在庫を持たない手法、自社工場では製造せず部品毎に別々の下請け工場で作らせ、そのまま商標を貼らず、場合によっては自社工場も通さずに直接輸出していく手法等、取締まりが難しい。摘発のターゲットは責任者であるが、最近では小売店に出回っている商品にも製造元の記載がないなど、製造現場責任者の特定も難しくなっている。

中国国内には400以上の卸売市場があるが、そこでも模倣品本体には商標を付けず箱だけに商標を付けている場合が多く、その場合、摘発はできない。

レイドは重要な取締り方策と言えるが、それよりも時間はかかっても発注先や責任者を特定するために詳しく調査し模倣の根源を突き止めることの方が大切だと思う。最近、欧米企業、日本企業ともレイドするばかりではなく詳しく調査するようになっている。調査によりしっかりと証拠を入手するため、これまで刑事事件になりにくかった模倣品の侵害案件が、刑事事件になる傾向にある。

取締りを行政機関に求める場合は、工商行政管理局、知識産権局、質量技術監督局、版權局、税関などに案件を持ち込ことになる。これら行政当局から案件を刑事事件として公安局に移送することも可能であるが、現状あまり行われていない。権利者が刑事事件にしたいと考えるのならば、行政機関を通さず直接公安局に持ち込むことが望ましい。

(1)行政ルート

侵害品が見つかり、どちらの行政機関を使うかという問題がある。商標権であれば工商行政管理局、意匠権であれば知識産権局というように夫々の管轄がある。ただ、地域（市）によっては、各行政機関の取締りの熱意に違いがあり、どの行政機関を使うのが良いのか見極めが必要である。

また、行政当局に取締りを要請する場合、調査会社等が申し立てると侵害ではないとされるが、弁護士が申し立てると侵害と認められることがあることに留意すべきである。

最近、日本企業は各社協力して組織的に行動するという経済的圧力を使うようになってきた。このような方策は効果的である。また、日本政府はあまり使わないが、米国は外交圧力をよく使っており、これも効果的である。

行政ルートの問題点はいくつかある。

地域保護主義

地域保護主義にもいろいろなケースがある。1つは、製品に需要がある、あるいは市長が出資している、といった理由で摘発しないケース。もう1つは、事業者が昔からの知人といった人的関係からレイドの手を緩めるケースである。これが悪質化すると汚職になる。かつて行政機関はなかなかレイドをしなかったが、最近、汚職の取締りが厳しくなったため、レイドはするようになってきた。しかし、あらかじめ事業者に模倣品を少しだけ残させておき、それを摘発したことにして、刑罰を軽くしてやるといった手法が採られる。

地方での知的所有権に対する認識不足

（行政当局の）意欲の欠如

侵害行為の停止に関してフォローアップが少ない

(2)司法ルート

司法ルートを使うメリットは、訴訟地の選択に多少の自由度がある点である。地域によっては保護主義が少ない都市もあり、そういう地域を選んで訴訟を起こすことができる。ただし、強制執行を行う権限は侵害地の司法当局にあり、この点が障害になることがある。デメリットは、訴訟に時間がかかることである。また、一般的に立ち入り調査は行われぬ。さらに、侵害金額の大きな案件でなければ民事訴訟を起こす意味は薄れる。

最近の傾向を見ると、海外企業が中国企業を訴えるケース、中国企業が海外企業を訴えるケース、海外企業が海外企業を訴えるケースともに増加している。また、規模の小さい企業が提訴するケースも増えている。

訴訟は中国国内でも外国でも起こせるため、中国外における訴訟を中国国内での訴訟解決の「取引道具」とすることも可能である。

中国で訴訟を起こす時に大切な点は、原告には証拠を出す義務があることである。それも原本を裁判所に提出することが求められる。行政当局によるレイドからの証拠を出してもらうことも可能である。海外で訴訟を起こし証拠を収

集することも効果的である。海外で得た証拠は中国大使館で合法化・公証化してもらえば必要があるが、もし成功すれば裁判の証拠として使いやすい。FAX、eメール等は通常、原本の証拠として使い難い。ただ、かつてeメールで米国にCC.で送られていた内容が証拠として認められたケースはある。また、証拠の中に台湾を「国」と記載した部分があり、証拠として受け付けを拒否されたケースもある。

(巻田氏)

事例から学んだこと

ケース1：“モグラ叩き”では成果は上がらない。“親モグラ”を探せ

侵害者は頭が良くなってきている。あるケースでは、1回目に調査に入った時は事務所だけ見せられた。2回目に行った時には倉庫を見せられた。事前調査で想定していたより侵害品が少なく、もっと大量にあるはずだと考え倉庫の周りを一周してみた。建物の部屋の造りに疑わしい箇所があると気づき、1階の事務所と2階の倉庫との間に隠し部屋があった。

摘発対象になる工場は本当にわからなくなってきている。本年2月末に取締った案件では、香港で部品を一気に集めて箱に詰めて送り出す、実際に現場では箱やステッカーは多数あったが侵害物は見つからなかった。

工商局は低費用ですぐ対処してくれるということで、よく利用されているが、取締りがなされても処罰が軽いという欠点があり、そのため再度侵害が起きる。まるでモグラ叩きをしているようである。従って、現場の取締りは代理人にまかせて、模倣の根元を探り、“親モグラ”を見つける作戦に転換する方が大きな成果を挙げられるのではないかと考えている。

ケース2：知識産権局の取締りで和解成立、損害賠償獲得のケースも

蘇州にある中国の会社が日本家電メーカーの意匠権を侵害しているとの情報を得た。我々はその意匠を見たが、意匠権侵害があまり強くなかったため、一応、知識産権局に匿名で相手の商品の図面だけを見せて侵害か否かの問い合わせを行った。知識産権局はそれを侵害品であるとし、取締りを行った。すると、蘇州の会社はすんなりと侵害を認め和解（謝罪）が成立、僅かだが損害賠償も獲得することができた。最近中国の工場も技術力が向上しており、意匠権侵害案件が増えており、知識産権局を使った取締りが増えていくのではないかと考える。

ケース3：自社工場のリストは準備しておくこと

日本の玩具会社の事例である。中国で製造されている製品が香港経由で世界中に流通していた。香港、欧州における商標権の税関での登録も行った。香港

税関に商標権登録をして数ヵ月後、税関から「侵害品らしきものが見つかったので担保金を払ってほしい」との連絡を受けた。しかし、中国に事業所を持っていない権利者は「それはまず無理だ、銀行の保証でよいか」と頼んだ。権利者は、中国で生産をしていないわけであるから、模倣品に間違いないと考えていた。ところが、税関からは「日本企業が中国に工場を持っていない場合、韓国や台湾にある関係企業が中国企業に委託して中国で製造している可能性があるのでは」と問いかけられた。結局、この製品が真正品であるのかが判明するのに10日ほどかかってしまい、担保金は出さない、模倣品かどうかわからない、ということで税関は怒ってしまった。最終的には真正品であることが判明したが、税関から問い合わせがあれば2日以内に動けるような態勢にしておくことが重要だ。やはり真正品を作っている工場のリスト、下請け工場のリストを準備しておくべきである。

ケース4：刑事訴追するための侵害金額の判定が曖昧

また、あるケースでは、香港の公安当局が中国の工場を確認し取締まり、中国の工場に対して商標侵害で刑事訴訟に持っていかうとしていたところ、当該案件における違法所得が8万米ドルに満たないため、刑事訴追できなかったことがある。刑事起訴に至るための価格の判定の仕方が曖昧なところがある。まず、未完成品は価格に含まれない。真正品で価値を判定できるかということ、本物は中国で売っていなかったため、日本価格で比較したが、相手は、中国での価値を主張したため、刑事起訴ができない状況になった。大型の侵害案件であったため、何とか責任者に罰を与えたいと四苦八苦した挙句、労働再教育キャンプに送り込むことに成功した。これは公安当局が決めたことであるが、裁判らしきものは一切ない。いきなり公安当局が何人か来て、キャンプに連れて行ってしまおうという状況であった。労働再教育キャンプに入所する期間は最長3年程度である。

(以下、Qは団側の質問、Aはクラーク氏の回答)

- (Q) 模倣犯罪は累犯が多いと思う。初犯のときは軽微な罰に処しても累犯に対してはかなり厳しい刑罰にしているのか。
- (A) 刑事案件になるかどうかのガイドラインがある。それによると、累犯については刑事罰が適用される。また、概ね8万米ドル(50万人民元)を超える利益が出ているという証拠がなければ刑事事件にはならない。

中国でも日本の制度と同じく、まず行政取締りを行い、最終的に刑事事件となる。中国では、「累犯」といっても、実際には下請け会社に製造させているため、2回目の侵害の場合には1回目でも罰則を科せられた人とは別の人が出頭してくるといった状況であり、刑事事件になるだけの証拠を出しにくい。公安も多忙であり、証拠を集める時間もないというのが現状だ。

2004年4月に北京で公安局主催のセミナーに参加した。その時の話では、

2003年には1,000件余の刑事事件が発生したということであったから、それなら人口の割に侵害行為は少ないと思った。香港や台湾では1ヵ月で1,000件程度は発生する。中国では、本当に大規模な案件でないと扱わないことを示している。中国政府は、医薬品など安全性に問題になるものは厳しく取り締まっているが、電機製品などについては刑事事件にはならないと考えている。ただ、5年もすれば刑事事件の件数も増えるとは予想している。

- (Q) 侵害の警告を出すと逃げられる場合がある。どういった場合に警告を出すのか。
- (A) 最近は、意匠権侵害・著作権侵害していることを関係者に知られていない場合には、警告状を出せば製造を中止する場合もある。
- (Q) 情報提供料の目安はいくら位か。
- (A) 情報提供を依頼すると、最初は高額を吹っかけてくるが、交渉すれば2,000元～4,000元になる。
- (Q) 特許権の侵害案件はどの程度取締りが成功するのか。
- (A) 特許権侵害案件は相手が大きな国有企業であるとやりづらい。小さい工場だとあまり意味がない。民营企业であれば扱いやすい。
- (Q) 特許権侵害案件は増えているのか。
- (A) 増えている。4年前位は特許侵害案件はやりづらいとし訴えることは少なかったが、今後は増えていくと思う。特に中小企業のケースは増えると思う。
- (Q) 産業機械は1台が数千万円するものであり、一般の市場で侵害品を見つけることはない。だが見本市でデッドコピー、中古品が販売される。真正品は発売から20年以上経ているので、特許権も切れている、意匠権も登録していない、という状況だが、デッドコピーや著作権侵害で何とか摘発できるか、と考え抜いたが、やはり権利がないとあきらめざるを得なかった。
- (A) こういうケースは最近多い。反不正競争法によって取締りが可能かもしれない。自動車メーカーの場合でも外観や内装もすべてコピーされているが、結局、特許がないと中国では何もできない。

2. 上海市公安局との面談（5月26日（水） 9:00～10:00）

（団長挨拶）

今回、日本から参加しているメンバーの会社は中国で事業を展開している。さらに事業を発展させていこうとする中で知的財産権の問題が重要になっている。中国国内において知的財産権がきちんと管理されないと健全な事業の発展ができなくなると考えている。公安局にはこれまで以上に取締りを強化してもらいたいと考えているが、今回、中国の現在の知財権の管理の仕方、どのように対応すれば効果的に管理できるかといったことについて、当地で勉強していきたい。

今回のメンバーは各会社の実務者が参加しているので、総論ではなく具体的な意見交換をしたいと考えているので、よろしく願います。

（湯錫良 経済部総隊長）

上海市政府は、市の経済発展、投資環境の整備のために、知財権の保護を重視している。公安局は、このような市政府の方針に基づき、上海に進出している日本企業が十分に活動できるよう知財権の違反を厳しく管理している。問題があれば言ってほしい。きちんと対応する。

（以下、Qは団側の質問、Aは公安局の回答）

(Q) 日常的にどのような規模でどのように知財権侵害を取締っているのか。

(A) 知財権侵害は、刑事と民事に分けて取締られる。刑事案件は警察が捜査を行い、民事案件は直接裁判所に持ち込まれる。行政による取締りは、海関と工商局が行っている。取締りをを行っている人数は言えない。

(Q) 年間、何件程度の取締りを行っているのか。

(A) 刑事案件は2003年で100件以上あった。

(Q) 刑事事件を発見するきっかけは何か。

(A) 殆どが企業・個人からの申し出による。また、殆どが商標権侵害の案件である。

(Q) 違反とされる行為と犯罪となる行為の違いは何か。金額が決め手になるのか。

(A) 数量と金額で判断する。（注：最高検察院がガイドラインを作成しており、これに則って刑罰が決められている。）

(Q) この1年間で最も悪質な犯罪として処罰されたケースはどのような判断が出たのか。具体的に示してもらいたい。

(A) 最も重い刑罰は懲役4年。（注：実際には懲役5年までの刑を課すことができる。）罰金を課す権限は公安局にはない。行政部門は罰金を科す権限を有する。

(Q) この1年間で、日本企業から申し立てのあった案件はあるのか。

(A) ない。

- (Q) 日本企業から公安局に対する依頼の仕方等について改善の要望はあるか。
- (A) 申し立ての方式は自由であるので、企業から直接、あるいは弁護士を通してでも結構だが、相手の企業名も含め事実を具体的に教えてもらいたい。
- (Q) 中国の事業者に対して啓発活動は行っているのか。
- (A) 上海の各政府部門で厳しく知財権保護に努めている。毎年 10 月 26 日の知財権の日には大規模な啓発活動を実施している。本年も公安、海関、工商局も含め規模を拡大して啓発活動を実施している。最近では南京路の第一百貨店の前で 1 万人の署名活動を実施した。また上海の大規模スーパー、デパート等の総経理を集め、模倣品を発見したら報告させることにした。
- (Q) 再犯が多いと聞いているが、再犯防止のためにはどうしたら効果的か教えてほしい。
- (A) 再犯の場合には行政罰、刑事罰を重くしている。
- (Q) 模倣品の製造業者と販売業者とでは刑事罰は異なるのか。
- (A) 刑法に基づき、模倣品の製造業者には刑罰が重く、販売業者には軽くなっている。
- (Q) 部品だけを製造している企業への取締りは難しいのか。
- (A) 商標が付いていない段階での摘発は難しい。
- (Q) 公安として摘発の狙いを定めている業種・商品はあるのか。
- (A) 狙いを定めている業種・商品はない。登録されている商標の違反については一律に扱う。
- (Q) 2 年前には農薬、自動車部品等の人命・安全に関わる 11 品目は優先的に扱うとされていた、現在は、そのような優先分野もないということか。
- (A) 審査中に人命、安全に関わると判断されれば審査のスピードを早めるとともに厳しく対応している。最近、粉ミルクの模倣事件があり、中央政府も懸念した。医薬品や建築工程に関する案件で問題があれば、審査のスピードを早めている。ただし、大きな方針としては、知財権違反には一律に対応することとしている。権利者企業は自ら知財権を保護する必要があり、模倣品を発見したら意識的に公安に報告してほしい。

3. 上海市工商行政管理局との面談（5月26日（水）10:30～12:00）

（団長挨拶）

今回の視察団には関西企業の知的財産部門を担当している実務者が参加している。各企業の殆どが上海地区で何らかの事業展開をしている。大阪・関西と上海は昔から交流があり、各社とも当地でさらに事業を拡大していければと考えている。

企業の経営者が中国に進出する際に最も懸念していることが、知財権が十分に保護されるのかという問題である。工商行政管理局には取締りをさらに強化してもらいたいと考えている。

団の参加メンバーは、社長が上海での事業展開、事業拡大を行うかどうかの決断をする際に知財の面から意見を述べる立場にあり、上海における知財権管理の状況を調べ社長に報告しなければならない。本日は具体的な話をしたいので、よろしく願います。

（邢冬生 商標監督管理処処長）

商標保護は中国の中央政府も民間企業も重視している。上海市政府は、投資環境向上のため商標の取締りを重視しており、これに従い工商行政管理局も商標取締りを重視している。市政府が投資環境向上のために重要とした点は8項目あるが、そのうちの1つが商標保護である。また、2003年に市政府が市場秩序維持のために掲げた6項目の政策の1つに商標保護が挙げられている。市は2年にわたり商標保護に力をいれているが、本年は商標保護のみならず広く知財権保護の観点に立ち活動を展開している。先週、会議を開催し上海市の20区でどのように知財権を保護していくのかについて計画を立てた。本年11月までに成果が上がるよう取組んでいきたい。

重点的に保護していきたいと考えているのは、商標、商品、産業、の3点である。第1の重点的に保護する商標は、国内外の著名な商標である。上海市として重点的に保護する国内外企業の著名な商標リストを作成している。その中には東芝、松下、ソニー、シャープ、キヤノン、三洋など日本企業の商標も含まれている。第2の重点的に保護する商品とは、人命・安全に関わる商品である。例えば、家電製品など。第3の重点的に保護する対象とする市場とは、シヤンヤン市場（襄陽服装市場）などである。

調査をする上で重要な点は商品の真贋の鑑定であり、企業には鑑定に協力してほしい。

上海市は他地域に比べ知財権保護が進んでいるが、問題が2点ある。その1つは、上海では製造ではなく小売りに問題がある点である。衣類関係（洋服、バッグ、ジュエリー）に侵害品が多い。2003年に調査を行った案件は1,049件あり、うち80%は小売り分野の取締り案件である。調査を行った案件のうち80%は工商局が実質的に行った取締りである。権利者が我々に取締りを要請するケ

ースは少ない。権利者は侵害品を発見したら積極的に申し出てもらいたい。

2つ目の問題は、上海市企業の商標が他地域で侵害されるケースが多く見られることである。我々は他地域での商標権侵害を取締る権限がない。今、問題となっているのは、上海市企業商標の侵害案件を他地域で受理してもらえない場合であり、受理の手続きを明確化する必要がある。この問題を解決するため、他地域の工商局と連携していきたいと考えており、本日午後、華北地域の6都市の工商局の処長が集まり、他地域にまたがる商標権侵害をどのように扱っていくかについて協議する。上海企業が他地域で侵害を受けた場合に、どのように申し立てをし、どのように受理してもらうか協議したいと考えている。具体的にはインターネットを活用するなどして、他地域の工商局と連携していきたいと考えている。現在、中国商標法を改正中であるが、商標法だけでは解決が難しい問題について検討し報告書をまとめていきたい。

上海市の商標保護の仕組みは体系的に整えられていると理解している。手続きも明確化されている。日本企業の商標権の侵害については重い処罰をしている。昨年、重慶の日系企業であるイズミ工業の自動車部品の侵害品が見つかり、行政罰として6万元、賠償金として60万元が課された。最近、ゴルフクラブでも模倣品が見つっている。真正品は3,000元だが、模倣品は100円で売られており、これも工商局で取締りを行った。

(以下、Qは団側の質問、Aは工商行政管理局の回答)

(Q)1,049件の案件発生につき80%を実質的に取締ったというが、その具体的な内容は。

(A)知財権保護の方法として工商局が直接市場に出向いて調査するものがある。権利者企業自らが調査に行けばもっと望ましい。中国政府は知財権を保護しようとする意思は強く持っているので、我々は、真剣に任務を遂行していきたいと考えている。工商局による市場調査には多くの職員が当たらねばならずかなりのコストがかかる。我々は、以前に商標を見たことがあれば経験的に侵害品を判断し易いが、見たこともない商品であれば、市場に出ている商品の品質、価格を比較して判断することになり手間がかかる。また、商品が専売店に入っている場合の調査は困難である。従って権利者自らが模倣品を発見してもらえれば、我々はコストを節約できるし成果を上げられる。工商局が発見する案件は金額・数量が少ないものが多いが、権利者が申し立てた案件は金額・数量が大きいので成果が上がる。

(Q)他地域にまたがる商標侵害の問題とは何か、具体的に教えてほしい。権利者は中国の商標権を持っているのであるから、どの地域でも権利行使できるのではないか。

(A)問題となっているのは、どのように申し立てをし、どのように受理をしていくかという権利の執行の部分である。例えば上海企業が上海で製造したモノの侵害品が他地域で販売されている場合、上海市の工商局は案件を受理する権限がなく、販売地域の工商局が受理する。上海市の企業を保護したいが他

地域では管轄権限がないため、我々としては権利保護してもらうよう交渉する程度のことしかできない。我々は上海企業の著名な商標が他地域で侵害される案件を減らしたいと考えている。

(Q) 商標局の職員はどの範囲まで調査権限や罰則を決定する権限を有しているのか。

(A) 我々は、帳簿調査、商品調査の権限を有する。商品の没収、並びに罰金（商品金額の3倍以下）を課す権限も有する。また案件を裁判所に移送する義務もある。調査中に侵害者が抵抗することもあまりない。抵抗しない理由は、工商局は商標法の他にも反不正当竞争法、消費者保護法、会社登記、営業許可などに関する権限を有しているため、侵害者は登記取消や営業停止になることを怖れるからである。

(Q) 公安局との間で重複して調査をするようなことも起こり得ると思うが、協力して取締りを行うケースはあるのか。

(A) 公安局とは協力している。共に調査に当たることもある。刑事事件になると見れば公安局と一緒に摘発に行く。暴力による抵抗がありそうな案件についても公安局と協力する。

我々が困っているのは、個人で商売し生計を立てているケースである。

(Q) 日本法人が直接、中国における商標権を取得した場合、侵害品に関わる連絡は直接日本の本社になされるのか、中国現地になされるのかどちらか。

(A) 商標権侵害が見つければ、工商局に届けられている連絡先リストに通報する。それは中国現地会社・事務所、日本の本社、代理人のケースがある。工商局としては権利者側に鑑定してもらえなければ処理できない。権利者側の鑑定人が見つからない、あるいは鑑定する気持ちがないというのであれば、我々としても摘発する意欲がなくなる。我々としては、鑑定人が見つからない場合は、商標法ではなく反不正当竞争法、製品品質法に基づいて処理をしたいが、適切でないことが多い。工商局に取締りを求めるのであれば、鑑定人リストを送ってほしい。商標権の保護には工商局と権利者の協力が非常に大切である。

(Q) 商標権の侵害が起きた場合、基本的には侵害地の工商局で扱われるが、調査した結果、例えば、製造地は上海だが、他地域の販売店で侵害とされた場合、販売元だけでなく製造元にもレイド等の対応をしてもらえるのか。あるいは販売店しか取締れないということか。

(A) 権利者企業は侵害地で申し立てをすることになる。上海工商局として協力はするが処理する権利を有していないので、紹介状程度のことしかできない。上海市内に製造現場があれば、その摘発はできる。工商局からの質問だが、中国では著名商標の申請ができる。欧米企業は積極的に申請を行っているが、日系企業は非常に少ない。どうして申請しないのか。

(Q) 著名商標と一般商標はどう異なるのか。

(A) 登録されている商標をすべて取締ることは困難であり、有名な商標をもう一度著名商標として重ねて登録することにより取締っている。

4 . 上海海関との面談 (5 月 26 日 (水) 15:00 ~ 16:30)

(団長挨拶)

今回の視察団には関西企業の知的財産部門を担当している実務者が参加している。各企業の殆どが上海地区で何らかの事業展開をしている。

各企業は、21 世紀の発展を考えていくと中国での事業をどう展開していくかを考えていかねばならない。各社の社長が心配していることの一つが知財権が十分に保護されるのかという問題であり、今後の展開を検討する上で、本日参加している実務メンバーのレポートが重要になる。

各メンバーは、より具体的に現場を見るとともに、行政当局による取締りの現状を勉強する必要がある。メンバーから質問が出ると思うが、よろしく願います。

(陳旭東 法規処処長)

上海海関は知財権を重視しており、W T O、海関保護条例に基づき業務を執行している。上海海関における知財権侵害の取締り実績は全国的にレベルが高い。

2003 年には 212 件の侵害案件があった。本年はこれまでに 90 件。

知財権の権利者と海関の協力は非常に重要である。企業と海関の懇談会はよく行っている。この 2 ~ 3 年の間に日本企業の商標権侵害案件を多く発見することができた (例えば、松下電器、松下電池、光洋精工、スズキ、ホンダ、ソニーなど)。海関では日本企業の権利者との交流を進め、双方の理解が進んでいる。日本企業は知財権を非常に重視していると感じている。

私自身も日本国特許庁 (J P O) や発明協会 (J I I I) 等主催の研修に参加したことがあり、日本の知的財産制度を理解している。

権利侵害案件を取り扱う際には通関スピードに影響しないようにしなければならない。上海港は、年間 1,000 万個 (TEU) 以上のコンテナを扱う世界第 3 位の港湾である。中国の対外貿易の 1 / 4 は上海港を通じて行われている。我々は知財権侵害取締まりをするとともに通関のスピードを守らねばならない。

知財権侵害貨物を通関させてしまうというリスクを避けるためのもう一つの方法は、データ、情報を集めることである。海関は保有する情報を分析して判断する。情報提供の面で権利者企業の協力をいただきたい。さらには、職員を訓練し法律を勉強させることが重要である。現場職員には商品と商標を覚えさせなくてはならない。また、啓発のために海関の H P を立ち上げた。そこには海関法や海関の業務、侵害事例の紹介などが掲載されている。

2004 年 3 月 1 日に新たな海関保護条例が施行され、成果が上がっている。

(以下、Q は団側の質問、A は海関の回答)

(Q) 海関総署に商標申請をしていなかった場合、侵害品に対して職権で差止める

- ことはできないのか。
- (A) 事後申請してもらえれば、差止めは可能である。税関で自主的に取締ることもあるが事例は少ないので、税関で保護を受けるためにはやはり申請をしてもらいたい。
- (Q) 輸出入の申告書のフォームには、商標名を記載する欄があるのか。欄がない場合には、商標権者の権利保護の観点から、商標権侵害を行う可能性が高い申告者に対して特別な方策を採っているか。
- (A) 申告書の通常の書式には商標名記載欄はない。しかし侵害の可能性のある申告者に対しては別のフォームの申告書を提出させ、内容を把握する。
- (Q) 商標権以外の特許権や意匠権（外観設計）については税関で差止めることは困難と聞いているが、実際はどうか。昨年差止めた 212 件のうち、特許・意匠の案件はどの程度か。
- (A) 発明特許・実用新案の件数は非常に少ない。昨年では 10% が特許関係の差押さえがあった。そこには発明特許はふくまれておらず、意匠・実用新案関係である。特許は含まれていない。最近では商標と意匠両方を侵害しているものがよく見受けられる。ある事例ではサングラスで両方の権利を侵害していたケースがあった。
- (Q) 通関のスピードに影響しないようにということだが、実際には侵害の疑いのある商品を発見した場合、どの位の期間、差押さえしておくことが可能か。
- (A) 税関は疑いのある商品を発見した場合、即座に権利者側に通報する。権利者企業は 3 日以内（土、日は除く）に侵害を受けたかどうかを判断してもらいたい。権利者は正当な荷送人のデータを持っているはずであり、すぐに判断できるはずだ。我々は侵害企業のブラックリストを持っている。何回も侵害をする企業はブラックリストに載せられる。
- (Q) 実際、日本企業は 3 日間という期限を守っているのか。
- (A) 殆ど守られている。条例に基づき 3 日以内に回答できなければ通関させる。
- (Q) データ・情報の分析とは具体的にどういうことか。
- (A) 年間 1,000 万個のコンテナをすべて開けるわけにはいかない。どのコンテナを開けて検査するかについては多くのデータ、情報分析が必要だ。具体的なことは言えない。
- (Q) 商標と商品をどのように照合しているのか。
- (A) 商標と商品のリストを持っており、それに照らして分析している。法規処でデータを集めて分析している。
- (Q) 侵害企業のブラックリストを持っているくらいであれば、商標侵害をしている企業と思われる。その情報を公安に通報しないのか。公安とは情報をやり取りしていないのか。
- (A) ブラックリストを工商局、公安局と交換することもある。
- (Q) 海関では、実際にどのように職権を行使しているのか。
- (A) 知財権侵害の疑いがあれば、権利者に通知し鑑定をしてもらって 3 日以内に鑑定書を出す。鑑定後、権利者が担保金を納めれば実際の差止めとなる。そ

の後、30 日間で調査を行い、その結果を権利者に書面で通知する。30 日間の調査で権利侵害と判断できない場合でも権利者に書面で通知する。その後 20 日以内であれば権利者は裁判所に提訴することも可能であるが、その 20 日以内に裁判所から何の通知もなければ通関させることになる。このことは関連法規に規定されている典型的な流れである。

- (Q) 海関の権限は地理的に海関を離れてどの程度まで及ぶのか。例えば日本の税関では、商標権侵害の可能性があると判断した場合、地理的に税関を離れて会社に関わる工場、倉庫、販売店等で調査を行う権限がある（捜査令状が必要だが）。また、調査の中で侵害品と思われるものを発見した時には押収する権限もある。さらに、差止めた物品の侵害内容が悪質と判断すれば、刑事告訴を行うこともある。
- (A) 海関の権限は、地理的に海関を離れては及ばない。日本と同じような権限はない。侵害対策として、他の行政機関と協力することはある。
- (Q) これまで、没収品はオークションか廃棄処分とされたが、新しい条例では、どのような時にオークションあるいは廃棄処分になるのか。
- (A) 商品によって異なる。商標をはずせば使えるものはオークションにかけられるが、電機製品や自動車部品など品質が悪いもの、安全上問題があるものは廃棄処分になる。また、衣料品については、商標ははずさなくても寄付することが可能とされている。商標と新たな海関保護条例には矛盾がある。商標法では侵害商品は廃棄処分とされているが、条例では商標のついた外箱だけを廃棄すればよいとされている。
- (Q) 仕向け地としてはどの地域が多いのか。
- (A) 中東、東南アジア向けが最も多い。その他、米国、日本など。

5 . 義烏市質量技術監督局表敬 (5 月 27 日 (木) 14:00 ~ 14:30)

(団長挨拶)

本日は、表敬に伺った。視察団には関西企業の知的財産部門を担当している実務者が参加しており、昨日まで上海で公安局、工商局、海関を回り懇談をし、各行政機関の取組みを紹介していただいた。従って、義烏には現場である中国小商品城の視察に来た。できるだけ現場を見て帰りたい。義烏市質量技術監督局では模倣品対策に力を入れており、徐々に成果を挙げていると聞くが、監督局の皆様には取締まりの更なる強化を要請したい。

(楼其星 質量技術監督局副局長他)

義烏市を訪問していただき感謝する。

義烏市について紹介する。人口は 125 万人。うち半分が地元民である。年間工業生産額は 188 億元。年間地方財政収入 23 億元。銀行預金額 395 億元。年間消費支出 52.5 億元。1 人当たり年間農民収入 6,146.7 元。商品売上高 238.7 億元。70 カ国の企業が進出しており、外国人は 5,000 人以上が在住している。

義烏市は、模倣品の取締まりを強化することにより市が発展できるとの考えの下、工商局、公安局と協力して取締りを行っている。

中国小商品城視察 (5 月 27 日 (木) 11:30 ~ 12:30、14:30 ~ 16:00)

質量技術監督局訪問の前後に「中国小商品城」(衣料・雑貨、大型家電、工芸品) を視察した。

6 . 上海大金空調有限公司訪問 (5月28日(金) 10:00 ~ 13:00)

上海市内の営業拠点、工場見学の後、中国における事業展開を中心に懇談した。以下は、大金(中国)投資有限公司 董事 総経理 田谷野 憲氏のご発言要旨。

ダイキンの中国進出は1995年末で、日系空調メーカーとしては比較的遅く中国でのビジネスを展開した。当時多くの進出企業は中国をリスクとしてみている。

出るもリスク出ないもリスク

投資回収優先の方針で3年で黒字、4年で累益、5年で投資回収を目標に掲げ進出した。2年前空調・化学を含めた中国事業拡大戦略が決定されダイキンの中国事業は積極的に大きく舵を切った。この国で最大限に売上げを伸ばし大きく事業を拡大する。

最近の中国の変化で特に感じるものの1つは、中国は巨大な市場になったことである。安く生産し輸出する時代から売る時代になったことである。しかし中国は、日本・欧米に比べ売るのは誠に難しい国である。以前、日経新聞が「巨大な迷宮のような販売ルート」と中国市場を表現したことがあるが、販売は多くの外資企業の悩みでもある。現地企業の視察も生産現場を見る時代から今は販売の最前線を見る時代だと思う。2点目は経済発展の速さである。目覚ましい経済発展は地方都市へ同時多発的に一気に拡大している。3点目は目白押しの外資企業の進出である。日本企業では最近では中小企業の進出が特に多くなり、ローカルメーカーとの競争による中国内での第二の空洞化さえ懸念される。

ダイキンが考える中国の魅力

私たちは、中国を「最大限売上げを伸ばし、利益を上げる市場」と見ている。中国で生産し、中国で最大限売っていく。よくある生産移管や輸出のみを目的にしている訳ではない。もっと広い視野で中国を見て行きたい。空調を例にとると中国は年間1,200万台以上の需要がある世界最大の市場である。日本の70万台をはるかに超えた北米を除いた世界市場で50%以上の台数シェアを持っている。しかも製造コストは安い。日本やヨーロッパはどちらかと言えば「売る国」タイは「作る国」。それに対して中国は両方を兼ね備えた「世界最大の市場を持つ世界最大の生産国」なのである。

それから、中国で勝つということは、世界市場で勝ち抜くことにつながる。なぜなら、中国の中に全地球があるからである。北京は寒冷地で、まさにロシア、北欧と同じである。広州は亜熱帯地域で、シンガポール、あるいはタイ、南欧に相当する。中国のどの地域でも対応出来る商品開発を展開していく事は

世界で勝つことにつながる。

経済格差という面でも、先進商品と普及機が同居していて、ここにも全地球がある。だから、中国を「中国」とひとつの括りで見るときには無いと考えている。ヨーロッパにはフランスもあればイギリスもあるのと同じである。中国も地域によって気候も言葉も違うのだから、商品戦略も販売戦略も分けて打ち出す事が重要である。

中国市場のもうひとつの魅力は、中国で事業拡大することによって、既存の事業構造を改革できる可能性である。たとえばダイキンでいえばセントラル空調事業や油機事業。日本では需要が伸びない市場環境にあるが中国には大きな未開拓市場がある。この市場を開拓し事業拡大することで日本を含めた新しいビジネスモデルを作れる可能性を秘めている。

中国市場の特徴

長年中国市場を見て驚くのは、まさに「三段跳び」の速さで変化していくということである。例えば電話。96年当時、一般家庭に電話はなく、公衆電話もなかったのに、いまや全員が携帯電話。しかもカメラ付。あらゆるものが先進に一気に飛ぶ。こういう市場で勝つためには、自分の一番強い商品と技術で戦うのがベター。中国市場をマーケティングしても読みきれないし、市場の変化が速く投資回収まで待ってくれないからである。

中国は東洋でもなく西洋でもない。世界中から最先進商品をどんどん取り入れ飲み込んでいくのが今の中国である。世界のあらゆるグローバル企業がしのぎを削るまさに先進市場とみるべきである。今後、世界最大の市場を持ち世界最大の生産拠点である中国仕様がグローバルスタンダードになっていくことも先進市場と見る理由である。多くの外資系企業の失敗のひとつにこの中国を安いだけのローエンド市場と見たことである。

私どもは常に先進、差別化商品として次々と当社の強みを投入してきた。世界共通で開発し、世界の量で一気に償却をし、それによるコストで先進・差別化商品を普及機並みのコストで作りにあげていく世界共通商品戦略を基本としている。

中国では作るのも苦労するが、売るのはさらに難しいというのも中国市場の特徴である。

販売網が未成熟で、メーカー出荷価格よりも最終ユーザー価格のほうが安いときもある。

日本のように卸があって小売がある構造ではなく、資金のあるものが無いものの面倒を見ているだけの不安定な構造である。流通が使い物にならないなら、我々は優良ユーザーを自ら探し、市場に近づき、自ら需要を掘り起こし、それに相応しい販売網を作ってきた。販売店もすべて独自開発である。ユーザーの持つ多様な空調ニーズに対し提案をし、新しい需要を掘り起こすため、多くのS Eも必要となり営業の多くはS Eである。

中国には、殆どのグローバル企業が進出している。まさにグローバル市場の縮図である。私たちの業界でも日系企業以外に、韓国のサムソン・LG、アメリカのキャリア・ヨーク・マッケイなど世界のグローバルな企業が競合他社となる。このような市場で勝ち抜くためには、自社の一番強い技術・生産・販売のノウハウを一挙にトランスファーし、最も優秀な人材を投入し、一気に事業を立ち上げることが重要である。そして従来の枠にとらわれず縦横無尽にビジョンを実行に移すことと、そのスピードである。スピード優先でタイミングよく、を心がけ、100点満点ではなくぎりぎりの合格点を狙って次から次へと手を打ち続けないと今の中国では勝てない。とにかく実行に次ぐ実行とそのスピードが重要である。

事業発展に向けての鍵

多くのアナリストが当社を訪問し視察レポートを書かれる。アナリストの共通した見方、また我々自身が事業を振り返って見て思う中国事業発展のポイントは、自社の最も強い分野への集中 専売を中心にした独自の販売網の構築 速い市場変化に対応する十分なマーケティング力 最大市場上海を攻略、強いブランドを構築 前金取引による与信リスク管理 世界共通商品戦略の展開、などが考えられる。

何より重要なのは日本の経営トップの中国事業に対する深い理解と強い意志である。

知的財産権侵害問題

知的財産権侵害には大きく分けて3つある。ひとつはまったくの偽物、いわばそっくりなものを作るケース。たとえば以前はラックスの石鹸、リプトンの紅茶の90%は偽物といわれた時代がある。市場は拡大するが自社のシェアは下がり続けるという様な偽物のケースは最も被害が多いと言われている。その取締りのコストも商品の2倍から3倍もかかることがあり膨大な費用がかかる。取り締っても取り締っても次から次に偽物が現れるといった状況である。

2つ目は有名なブランドを利用した紛らわしいブランド名の使用。当社においてもこのケースは現在あって被害はないが今後拡大しないよう対応中である。当社の「上海大金空調有限公司」に対し「上海大金科技有限公司」が以前作られておりダイキンブランドの利用が目的と思われる。

3つ目は先進技術の模倣である。当社の場合も以前、先進商品を模倣されたケースがある。結果的には相手の商品はあまり売れず被害は少なかったと見ている。また他の中国メーカーもすぐに似たような商品を開発し、出してきたことから見て遅かれ早かれ中国メーカー独自での開発は可能であったと思われる。

技術の模倣対策も必要であるがむしろ今の中国ではそれよりも常にローカルのまねのできない先進技術を出し続けることのほうが重要になってきていると思う。日本の大手メーカーも最近では中国メーカーと積極的な提携を推進してお

り、また中国メーカーの開発力、技術力も大きく向上しており、日本人技術者が中国メーカーで採用され働くケースも多くすべての技術を隠す時代ではないと思われる。それよりも新しい技術を次々と開発し、中国メーカーとの差別化を常に図る努力を払うことのほうが今後重要になっていくと思われる。

参 考 资 料

1 . Lovells 事務所からの説明資料



大阪知的財産権保護問題訪中視察団 ブリーフィング

2004年5月25日(火)
ロヴェルズ法律事務所知的財産権部門
弁護士 ダグラス・クラーク
弁護士 巻田 隆正

Lovells

1

ブリーフィング内容

- ❖ロヴェルズ法律事務所のご紹介
- ❖中国における知的財産権の保護
- ❖事例紹介

Lovells

2

海外事務所



Lovells

3

ロヴェルズ 知的財産部門



- 知的財産法のあらゆる面についてアドバイスを提供
(特許出願登録手続きを除く)
- 120名の知的財産専門弁護士
- 知財法務において定評を誇る欧州最大手法律事務所
の1つ
- ロヴェルズの知財部門は中国(北京・上海)、香港、
日本、欧州事務所などと緊密な協力体制を築いて
いる

Lovells

4

ロヴェルズ 知的財産部門の評価



- 「Chambers Global 2002-2003」
 - “国際規模の合併を重ねることで、全欧を網羅する特許法務において極めて高い評価を獲得”
- 「Juve 2002」- ドイツの法律辞書
 - “…商標関連法務においてドイツで最も優れた法律事務所であろう”
- 「Chambers Guide to the Legal Profession, 2001-2002」誌
 - “係争の有無を問わず、様々な法律案件において高度なアドバイスを提供…極めて評価が高い”
- 「European Legal 500 (2001-2002)」誌
 - “オランダ最強の知財弁護士チームの1つ”
- 「Asia Pacific Legal 500 (2002-2003)」誌
 - “中国でトップクラスの知財法務を行う外国法律事務所”

Lovells

5

ロヴェルズ 中国知財スタッフ

中国上海・北京

知財弁護士3名(そのうち2名日本語可)

香港

知財弁護士15名及びパラリーガル1名(うち2名日本人)

東京 知的財産弁護士3名及びパラリーガル1名

(うち2名が日本人、3名が日本語に堪能)

Lovells

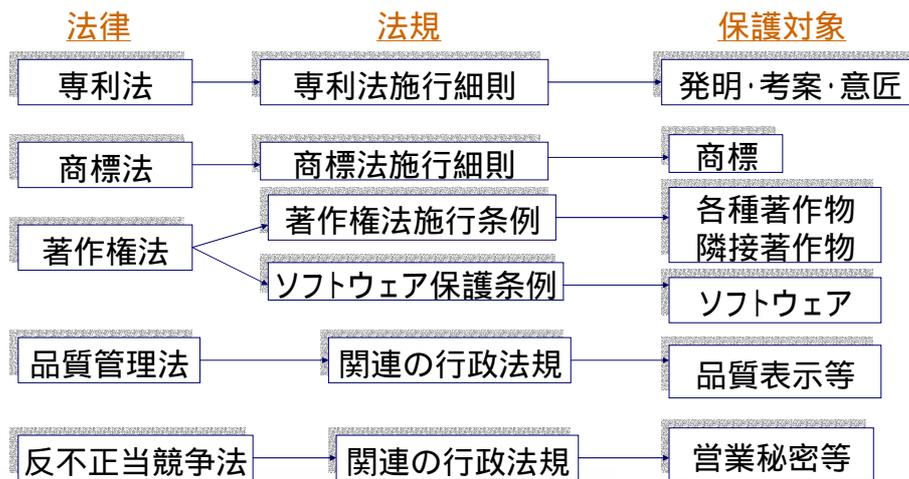
6

中国知的財産権の保護

Lovells

7

1. 知財関連法



Lovells

8

2. 侵害行為の発見

- ・ 侵害製品の種類
- ・ 発見方法
 - 市場調査
 - 顧客からの苦情
 - 情報提供者
 - 民間調査会社

侵害を構成するか？



3. 調査方法

- 場所

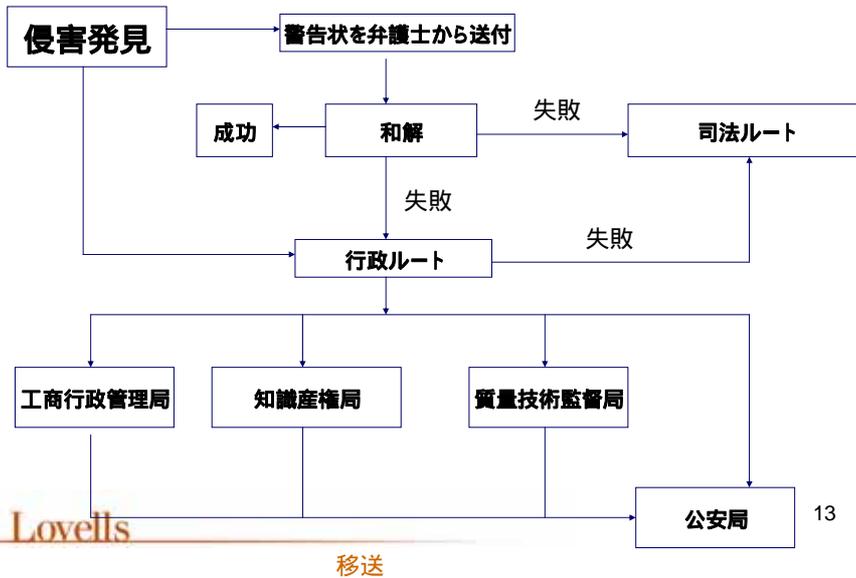
- 工場
- 小売店
- 卸売市場

- 方法

- 民間調査会社
- 情報提供者

- 証拠の収集
- 問題点

救済ルート



4. 執行機関 行政ルート

- 工商行政管理局
- 知識産権局(旧専利局)
- 版權局
- 質量技術監督局
- 海関(税関)
- 公安

司法ルート

- 最高人民法院
- 高級人民法院
- 中級人民法院
- 基層人民法院
- 知的財産権裁判廷

Lovells

15

NCAC 中华人民共和国国家版权局
法律处

地址:北京市东四南大街 85 号
邮编: 100703
电话: 65124433-2709
65127869
传真: 65127875

高 思
副 处 长

Lovells

16

5 . 行政ルート

- ・ 中国での代理人
- ・ 知的所有権 - 証拠 - 証明書
- ・ 侵害 - 証拠 - 調査の結果
- ・ 行政当局の選択
- ・ 申立書の提出
- ・ 立入調査の実行

- ・ 侵害品であることの確認
- ・ 処分および罰則
- ・ 刑事事件にするか - 検察官、公安局
- ・ フォローアップ

6. 行政ルートの問題点

- 地域保護主義
- 地方での知的所有権に対する認識不足
- 意欲の欠如
- 侵害行為の停止に関してフォローアップが少ない

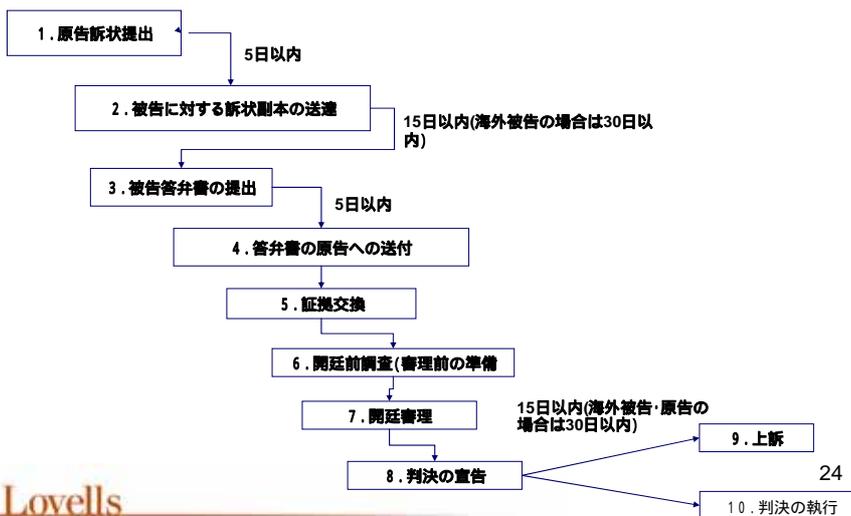
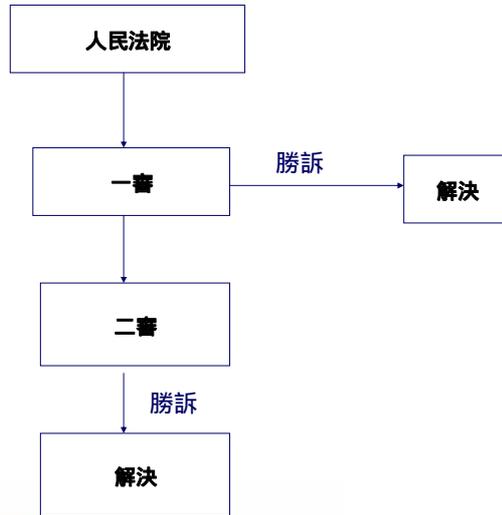
7. 司法ルート

- 裁判制度
- 公開
- 長所と短所
 - 地域保護主義は少ない
 - 外国企業の成功例もある

- 時間がかかる
- 一般的に立入調査は行われない
- 強制執行

中国における訴訟

- 訴訟件数増加の傾向
 - 海外企業v中国企業
 - 中国企業v海外企業
 - 海外企業v海外企業
- 中国外における訴訟を中国の訴訟を解決する“取引道具”とすることができる
- 証拠収集の重要性
 - 事前準備
 - オリジナルの書類の収集
 - 行政取り締まり又は海外訴訟による収集
 - 海外で得た証拠は合法化・公証化の必要あり
- 裁判地の選択



8. 税関ルート – 水際措置

保護対象：商標権 / 著作権 / 特許権

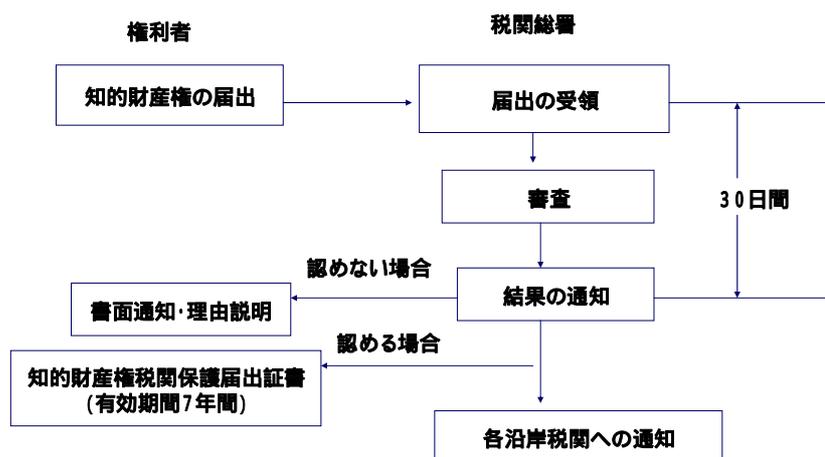
届出要！

輸出入品の差止め

Lovells

25

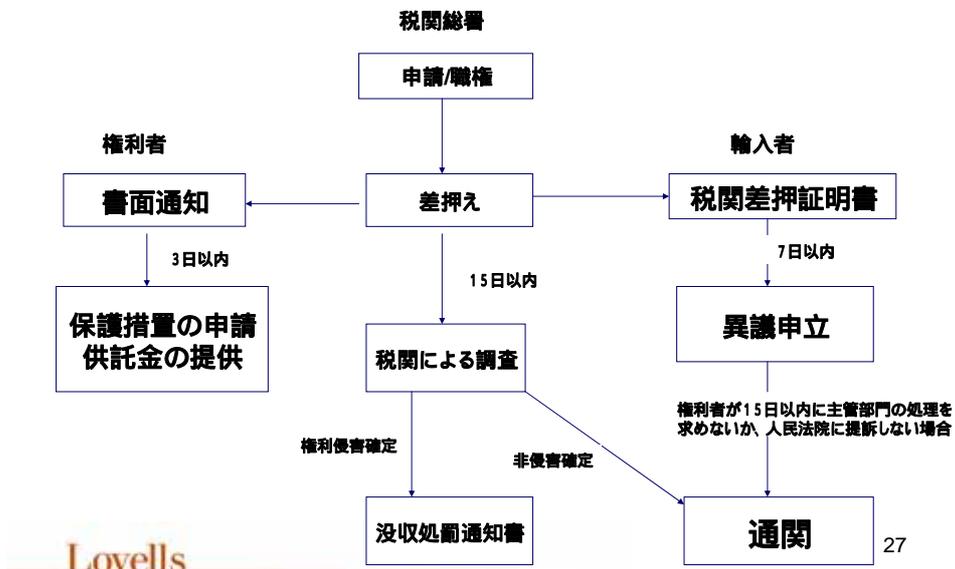
税関総署への届出フローチャート



Lovells

26

差止め請求手続きのフローチャート



Lovells

Lovells

9. 問題対策

- ・ 侵害の監視
- ・ 上層レベルへの申立て
- ・ 弁護士および代理人の選択
- ・ 経済的外交的圧力の利用
- ・ フォローアップ

Lovells

28

案例紹介

Lovells

29

ケーススタディ 1: 工商局・技術監督局

- 商標侵害・不正競争防止法
- 調査・代理人会社が直接報告・取締り
- 低費用・即対処
- 効果？
- “もぐら叩き” 例：ゲームソフト広州駅前通り

Lovells

30

ケーススタディ 2: 知識産権局

- 蘇州電気家具メーカーKC社
- 日本家電メーカーPM社の意匠を侵害する掃除機を韓国・スペインで発見
- 知的産権局に匿名で侵害か否かの問い合わせ
- 取締り決行
- 和解(実際は謝罪)、そして損害賠償を得る

Lovells

31

ケーススタディ 3: 税関・公安局

- 中国で製造されている製品が世界的に流通
- 中国・香港、その他にも欧州における商標権の税関登録
- 中国・香港における総合調査
- 香港の捜査から中国の工場を確認

Lovells

32

税関・公安局 (続き)

- 中国の工場に対して商標侵害で刑事訴訟
- 中国検察が模倣品価値が刑事起訴の為に不十分と通知
- 代わりに、侵害者の首班を労働再教育キャンプに送ることに成功する
- 中国の税関によるコンテナ制止
- 模倣品製造者・輸出会社と思われる会社を弊欧州事務所と連携して警戒
- 中国における定期的取締り

Lovells

33

ブリーフィングに関するご質問・問合せ先

上海 **ダグラス・クラーク (Douglas Clark)**

douglas.clark@lovells.com

電話: +86 21 5234 1892

ファックス: +86 21 6279 3121

香港 **巻田隆正**

takamasa.makita@lovells.com

電話: +852 2840 5039

ファックス: +852 2537 1907

Lovells

34

2. アジア模倣品問題シリーズ講演会講演要旨

主催：(社)関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、
神戸商工会議所、(社)関西経済同友会、関西経営者協会
場所：関西経済連合会会議室(中之島センタービル)

(第1回)

日程：2004年4月22日(木)

テーマ：「中国における知的財産権問題最新報告」

講師：特許庁 総務課 特許戦略企画調整官
日高 賢治 氏

「ポイント」

中国では、工業製品を中心として数多くの模倣行為が行われており、模倣品の市場規模は約3兆円にまで至ると言われている。

WTO加盟後、中国でも知的財産に関する法整備を進め、模倣品の取締りも強化されつつあるが、被害状況に大きな改善は見られない。

中国独特の政治・文化事情があり、模倣品被害を完全に防ぐことは難しい。日本企業は、現地社員の声を取り入れ、十分な対策を講じる必要がある。

一方、中国政府の知的財産戦略は、世界レベルの研究開発推進にある。米国と中国は、民間レベルで先端分野における連携を加速している。日本企業も、中国の優れた人材・技術を活用するなどの戦略を真面目に考えないと、将来、米中連携に取り残されていく危険がある。

「講演要旨」

衰え知らずの模倣行為

中国には数多くの模倣品が流通している。具体的な例を挙げると、自動車部品、ゴルフクラブ、コピー自動車、工業用ミシン、VCDプレーヤー、DVDプレーヤーなどがあり、いずれの製品においても日本のメーカーをはじめ中国国外の企業が大きな被害に遭っている。これらの模倣品は、真正品に比べて非常に安価であり、爆発的に売れている。ゴルフクラブは中国人だけでなく現地の欧米人にも多く購入されているほどである。

昨年5月、中国国務院の中にある発展研究中心というシンクタンクは、模倣品の市場規模を3兆円と試算した。この状況の中で、日本のメーカーも、模倣品メーカーとの交渉・訴訟、模倣品の差押えで被害を防ごうと懸命だが、交渉・訴訟が難航したり、中国での権利登録ができずに被害を抑えることができなかつたりするなど、成果が十分に上がっているとは言えない。

さらに、悪質な模倣品事件も多発している。2000年12月に起こった日本ヤ

マハ事件をはじめ、2001年10月の香港松下電器事件、2001年秋の上海大金(ダイキン)事件など、日本や香港で日本メーカーブランドを語ったペーパーカンパニーが登記され、そのペーパーカンパニーと中国の模倣品メーカーとの間で商号使用に関するライセンス契約を結び、日本メーカーの商標権を侵害するケースが多発している。日本や香港、中国大陸に悪質ペーパーカンパニーが登記されるケースでは、不幸中の幸いであるが、法律に基づいて、または超法規的な行政処罰によって解決できる可能性も高いが、仮にこれらが北朝鮮などに登記された場合などを考えると、どうなるであろうか。日本企業にとって模倣品問題は非常に悩ましい問題である。

法整備の状況と中国社会の現状

中国政府は2001年のWTO加盟前に、アメリカをはじめ先進国から知的財産権の問題で厳しく追及されたため、法律面では、WTOのTRIPSに基づいて急速に整備を進めている。しかし実態は、状況が改善されているとは言い難い。北京市内のCDショップでも多くの音楽CDやDVD、パソコンのプログラムが非常に安く売られており、90%以上が海賊版であると言ってよい。時折、当局の取締りによって大規模な海賊版廃棄パフォーマンスが行われるが、海賊版撲滅に関する中国政府の本気度はどれくらいなのか疑わしい。また、中国政府が発表する数字によると、年間数万件の模倣品取締りを実施しているようであるが、刑事処分されたのはわずか200人ほどである。したがって、模倣品を製造・販売する側も、リスクが小さくて儲かる商売と考えてしまうのが現状である。

日本企業へのアドバイス

このような中で、日本企業が中国に進出して失敗する原因の1つは、中国が既に法治国家になり、民主的で共産党のコントロールもなくなりつつあると考えていることである。本社から、「知的財産権の侵害については、法律に基づいて正攻法で処理するように」と指示が出されるケースが多いようであるが、それだけでは中国ではやってはいけない。

中国には数多くのリスクが存在するが、知財分野においても様々な問題がある。まず、憲法上、行政にも司法にも独立はなく、中央でも地方でも依然として保護主義が存在している。競争が激しく、人々には法律や契約を守る意識があまりない。マスコミによる反日キャンペーン・バッシングもある。

このように、中国には理屈だけでは説明できない政治問題や中国独特の文化事情があって、それを解決するためには、人脈やお金を使わなければならないケースも多くある。法律に基づいて正攻法で戦って上手く解決できる性格の事件なのかどうか確認をしないと、後から大きなツケが廻ってくる危険もある。この点を各企業の本社の方にもよくご理解いただきたい。現地社員の方から入ってくる情報については、なるべく日本の本社側からは余計な口出しをせずに素直に聞き入れ、現地に判断を任せてほしいと感じている。

現地の声を取り入れ、模倣品対策を行っていても、中国では知的財産権の侵害に遭う可能性は排除できないが、事前に対策を講じておけば何らかの解決をする道はある。多少のお金や人手が必要であっても、万全の態勢を取ってから中国に進出されることをお勧めしたい。たった1件の特許出願をするといっても、審査や登録に多くのお金や時間がかかる。中国語の明細書を作成する上できちんとした翻訳をする必要も出てくる。また、信頼できる調査会社や弁護士も探しておかなければならない。どこの裁判所に立派な判事がいるのか、といったことも実務上知っておいたほうがよい。そういった細かい点も考慮しておかないと、実際に権利侵害の事件が起こったときに何の役にも立たないからである。

それから、中国企業と合併をする時、中国人を雇う時等は、社内秘密管理を厳重にすることや従業員との契約書をきっちり取り交わすことが重要である。ある弁護士によると、中国では契約書だけではなく、別に、契約書の内容を遵守する旨を書いた誓約書をつくったほうがいい、とのことである。

知的財産権の問題を解決するためには、企業経営のトップの方々に、知的財産権の重要性を考えていただくことが必要である。トップの方々が、知的財産権を大事にしようという意識があるかどうかで、現地での企業活動が変わり、問題を解決できるかどうかにも関わってくる。

中国の知財政策と今後の日本の対応

中国政府の知的財産戦略の本質は、模倣品取締りではなく、世界レベルの研究開発を推進することにある。中国と米国は、政治レベルでは民主化問題などで課題は多いが、民間レベルでは、特に先端分野における連携が加速している。中国の優秀な若者は米国に留学して先端技術を学び、一方米国は中国で積極的に研究開発センターを設立するなどの投資を行い、そこで中国の優秀な人材を活用しようとしている。

中国政府は少なくとも商標権や特許権などの侵害問題については、問題を解決しようとする姿勢を見せているのだから、日本の政府も産業界も、今後の知的財産政策を考える際に、模倣品批判や抽象的な要望ばかりするよりは、中国の優れた人材を日本で活用するなどのより協力的な姿勢を示す必要があるのではないか。

中国の優れた人材を採用することで、優れた技術を創造することができる。また、中国の優れた人材に中国現地で責任を持って働いてもらうことができれば、中国語の翻訳問題やコスト問題、特許などの早期権利化問題の解決につながり、結果的に日本企業の知的財産権を保護する結果につながるのではないだろうか。

(第2回)

日時：2004年5月12日(水)

テーマ：「中国における知的財産権の保護」

講師：三枝国際特許事務所 弁理士

岩井 智子 氏

「ポイント」

依然として模倣品被害が多発している中国で、企業が知的財産権を保護するためには、以下の3つのような対策が必要である。

第1は「権利の確保」。商標登録出願・特許出願による権利登録を行い、冒認出願等の権利侵害に法的な備えをすることである。

第2は「確保した権利の有効活用」。模倣品が発見された場合に行政救済・司法救済等の必要な措置をとることである。

第3は「自社防衛」。現地法人において機密保持規定を設け、取引先はもちろん、現地従業員との間で機密保持契約を締結するなど、機密保持について細かく取り決め、知的財産権流出の防止に努めることが重要である。

「講演要旨」

中国の現状

中国では各地で模倣品被害が相次いでおりその被害は何億、何兆とまで騒がれている。一方ではWTO加盟後の新法に基づき人民法院では知的財産権関連の判決が増加しており、北京の人民法院のウェブサイトでは、毎日多くの判決が公開されており、司法が徐々に力をつけている現状も窺うことができる。また、特許や商標の出願量の増大は止まるところがなく、模倣品の被害と併せて審査の遅延も大きな問題となっている。

日本企業の中国進出に伴う現地企業との契約機会の増大、日本側のずさんな契約体制、ノウハウの流出という多大なリスクを如何に未然に回避していくか？中国の現状を知り尽くした代理人を如何に選び活用するか？

現状を見据え、企業の模倣対策として 権利確保、 権利活用、 自社防衛の3点を提言したい。

権利確保

・属地主義と権利化の範囲

まず、模倣国における権利確保が必須である。知的財産権法では原則として属地主義がとられるため、製造国と考え得る流通国における権利登録が必要である。WTO加盟後の貿易権の緩和により、中国から世界各地に模倣品が輸出さ

れ販売される傾向が高いため、中国はもちろん、特に中東・南米・東欧でも権利確保されることをお勧めする。

・商標

商標登録出願数は、昨年度の統計で40万件を突破した。中国の経済的発展と個人の知的財産権の意識の高まりを窺うことができる。

中国では一商標一区分制度が採用されている。また、日本で認められる指定商品又は役務の包括表示（例えば、“電子応用機械器具”等）の表現は認められず、具体的な商品名を記載し指定しなければならない。よって、日本の指定商品又は役務の審査基準どおりに商品名を記載し、中国で出願される方法には大きな問題がある。中国の審査基準に照らし、指定商品を選ぶことが肝要である。この点、国際登録出願（マドプロ、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願）ルートで中国へ出願すれば、かかる包括表示も認められる点で一部ダブルスタンダードであることは否めない。

世界統一の商標であれば、マドプロルートでも大きな違いはないが、中国のマーケットではやはり中国式のネーミングが必要となる。中国式のネーミングの良し悪しは、中国人でしか分からないが日本語で意味がよく、響きもよい商標が中国では受け入れられない、ということが多い。中国用ネーミングを再度検討することは中国マーケットにおいて重要である。

また、音の種類が多い中国語であるから、日本のように称呼重視の類否判断をそのまま中国で用いることはできない。特に文字の読みをアルファベット標記した「ピンイン」を登録したからといって、その音を有するすべての漢字に権利が及ぶという訳ではない。よって、重要な会社名等は、当てはめることのできる漢字はすべて防衛的に出願し、権利化されることが望まれる。

商標の冒認への対応については、相手方の冒認商標の公告中に、自社の馳名商標等を異議申立理由として商標局へ異議申し立てをすることが重要である。世界的に有名なブランドであれば馳名商標として認定され、商標権を認められる。また、海外での商標登録を立証する手段として、日本の防護商標登録を利用されたり、ドメイン仲裁紛争の決定を証拠として提出される方法が考えられる。

・特許（専利）

中国での特許は、発明・実用新案・意匠に分けられる。昨年度の統計で注目されるのは、発明特許出願について初めて国内企業の出願量が外国からの出願量を超えたことである。中国国内企業が力をつけてきていることが窺える。

出願に際して注意すべき点は、意匠と実用新案は実体審査を行わない無審査であること、意匠には部分意匠制度がなく全体意匠として権利化をする必要があること、先端分野では特許審査が審査請求から7～8年と非常に長期化していること、明細書の翻訳のチェック体制づくりの必要があること等を挙げることができる。

・著作権

中国もベルヌ条約に加盟しており、著作権登録は法的には必要ない。但し、

慣習的に中国では著作権を登録し権利証書を取得し、訴訟等で主張するケースが多い。特に、キャラクター、プログラムなどの著作権登録が著作権侵害訴訟の証拠となったり、税関登録申請の手続きを容易にさせることも考えられるので積極的に利用されたい。

権利活用

・行政救済

歴史的に行政の力が強い中国であるため、行政による救済は、いまだ迅速で機動的な側面がある。商標権侵害については、その侵害地の工商行政管理局に訴えることで、侵害品の没収、廃棄、罰金を科すなどの対策を取ることができる。ただし、侵害に対する損害賠償までは認められないので、損害額が大きい場合には司法救済の活用が必要である。劣悪品については、製品品質法に基づき、質量技術監督局に取締りを要請することもできる。但し、根強く残る地方保護主義により外国企業が公平に扱われない場合もある。日頃から関連当局に協力的なネットワーク関係を構築されておられることが肝要である。

・司法救済

知的財産廷が設けられ、北京や上海等の人民法院ではネットで判決が公開される等、司法の動きは良好である。よって、行政ルートにおける救済が不十分な場合、被害が大きい場合、またマスコミを利用して大々的に主張されたい場合等は司法での救済を求めることとなる。司法救済で注意すべきことは、裁判管轄の問題と十分な証拠集め、代理人選び、日本の裁判制度の違いを見極めることと多岐に亘るが、正当な判断が見込まれる北京や上海を裁判管轄とできないか？証拠はすべて公証人立会いのもとで購入し、公証認証手続きを経た書証か？代理人の過去の裁判実績を徹底して調べたか？等、基本的な準備を漏れなく行うことが重要である。

最近では中国のメディアで日本企業と中国企業の紛争が取り上げられるケースも多い。歴史的な関係が孕んでいる国同士であるからこそ、勝ち負けの判決よりも友好的な和解に委ねた方が、中国における企業のイメージアップにつながることもあるということを付言したい。

・税関（海関）での保護

侵害品が国を越えて取引されるのであれば、税関での保護は有効に活用していきたい。中国の税関で知的財産権の保護を求める場合、まず北京の税関総署へ保護の届出を行うことを要する。2004年3月1日より新たな知的財産権税関保護条例が施行されており、届出による保護期間が7年から10年に修正されている。税関の差止通知から3執務日以内に保護措置の申請を行うとの点は従前と変更はなく、すばやい真偽判定が必要となる。実際に税関で差し押さえられたときを想定し、現地法人との連携を強化しておきたい。なお、日本と異なり税関で保護措置をうけるときには担保金を提供することが義務付けられている。

自社防衛

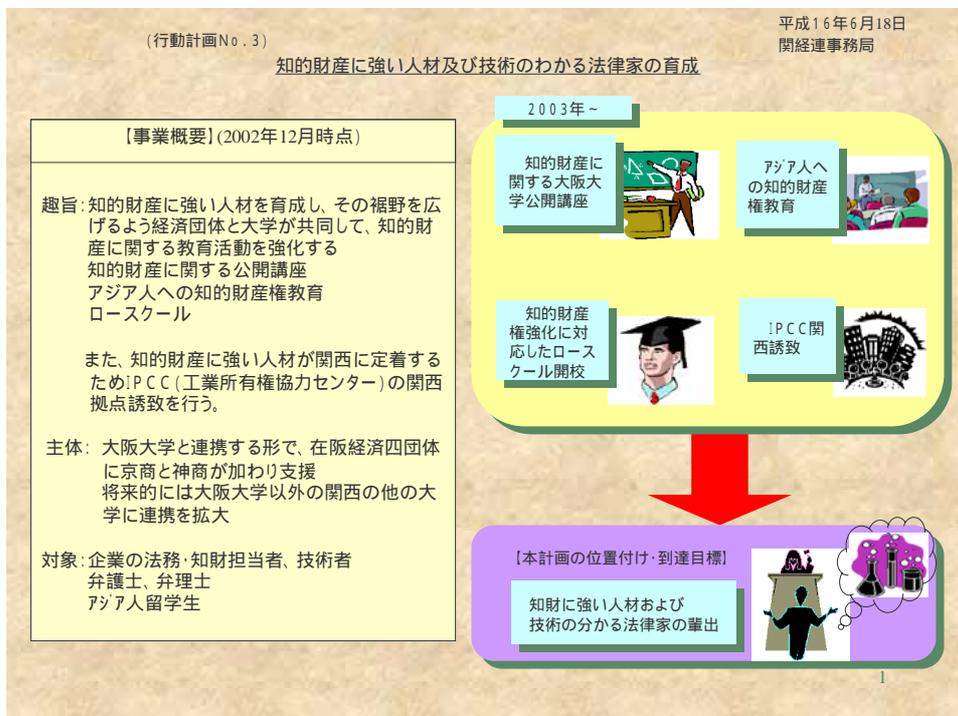
労働契約書、技術機密保持契約、社内規定遵守、退職時の守秘誓約書などを交わし、企業内部の事情に通じた従業員や取引先から知的財産権が流出することを防ぐ、契約書を商標法や技術輸出入管理条例に基づいて中国の法律に従い当局に届け出る等中国市場のルールを遵守する、このような基本体制が中国における知的財産権保護で最も重要である。

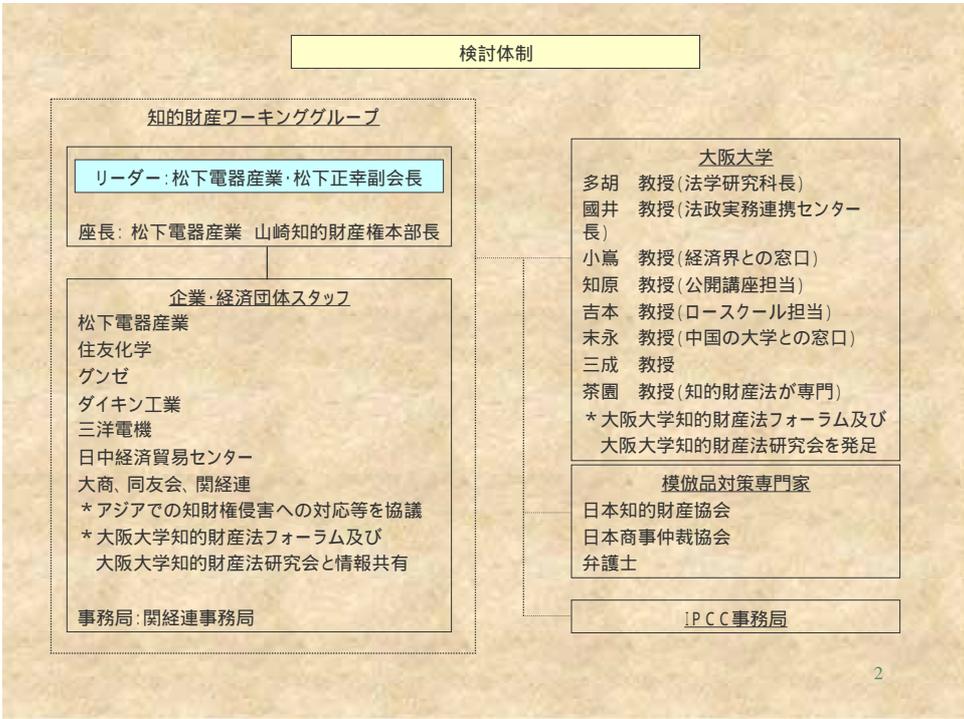
営業秘密の機密性を確保し、それが流出したときに不正競争防止法による営業秘密として保護されるためには、パスワードなどによる機密管理を徹底し、一番のコア技術は流出させないことは中国以外でも同様である。また、社員に知的財産権の重要性を教育していくこと、現地の会社や社員との情報交換や連携を頻繁に行うこと、現地の当局やマスコミとの太いネットワークを日頃から築くことなど、様々な対策が挙げられよう。要は、中国で商売をするためには中国式のやり方を日本企業が採用していくことにある。

ある外資系の薬剤および衛生用品メーカーでは、インターネット上で消費者に対して真贋判定のポイントとニセモノを使用した場合に身体にどのように影響があるのか等の危険性をアピールしている。また、ニセモノを見つけた場合のホットラインを記載したり、発見者への奨金を設定している。日本では考えられない対応ではあるが、これが中国式のやり方である。

3. 知的財産ワーキンググループの活動について

知的財産ワーキンググループは、関西産業競争力会議レポートの行動計画「知的財産に強い人材および技術のわかる法律家の育成」に基づき、1年余にわたって活動した。その結果、2004年6月18日の「関西産業競争力会議行動計画フォローアップ代表者会議」において、本行動計画は概ね所期の目標を達成したとして活動終了を了承された。以下は、代表者会議提出時資料。





知的財産に関する大阪大学公開講座

- ・ 2003年9月～12月にかけて計8回開催。
- ・ 時宜を得たテーマ
 - 雇用契約と職務著作、
 - 雇用契約と職務発明、
 - 営業秘密の企業内管理、
 - 知的財産に強い人材育成と労働法制の見直し、
 - 職務創作の国際私法上の問題、
 - 情報技術の特許保護、
 - インターネットによる商標保護、
 - 国際的知的財産権侵害
- ・ 各講義に企業知財部門からディスカッサントとして参加、具体的課題を提供し講義を盛り上げた。





(写真提供: 大阪大学) 3

アジア人への知的財産権教育

1. 海外技術者研修協会(AOTS)インド知的財産権問題研修生20名の受け入れを実施(2004年3月23日)
2. アジア模倣品問題に関する講演会を開催(2004年4月~5月)
 - ・「中国における知的財産権問題最新報告」特許庁総務課特許戦略企画調整官(前JETRO北京知財室長)日高賢治氏(参加人数:54人)
 - ・「中国の知的財産権制度」三枝国際特許事務所弁理士 岩井智子氏(参加人数:66人)
3. 知的財産権問題訪中視察団(実務者レベル)を派遣(2004年5月25日~28日)
 - ・上海市税関、工商行政管理局商標局、公安局の責任者に対して、模倣品被害の実態を訴えるとともに、より実効の上がる取締まりについて意見交換。
 - ・浙江省・義烏市「中国小商品城」の現場実態調査を行い、質量技術監督局の責任者に対し取締まりの更なる強化を要請。



4

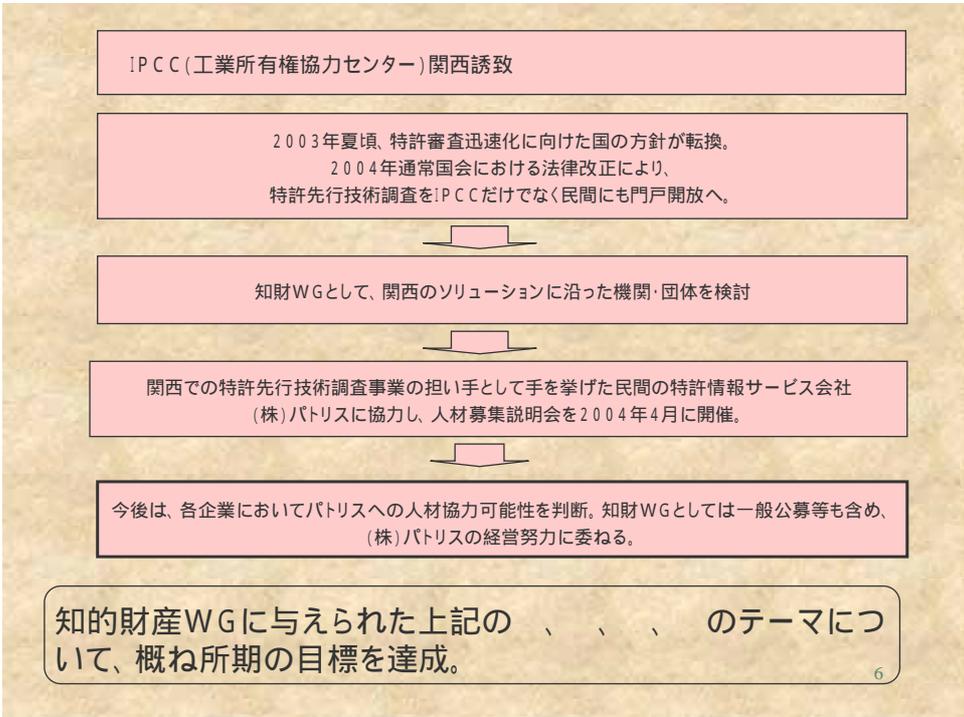
知的財産権強化に対応したロースクール開校

・大阪大学ロースクール(04年4月開校。修了年限3年。定員100名。)の2年次(05)年以降の講義において企業からの講師派遣協力。経済界の具体的協力内容は04年から検討を開始。



状況変化により大阪大学側の準備整わず。将来、同大学から要請があれば、6団体事務局で対応する。

5



知財WG活動経過(ご参考)	
2003年2月14日	大阪大学大学院法学研究科産学連携シンポジウム開催 (法科大学院の社会的役割と法曹養成 ~わが国の知的財産戦略をめぐって~)
2003年2月13日	特許庁長官、IPCC理事長に対し、IPCCの大阪拠点展開を要望
2003年2月17日	大阪大学法学部との打合せ(関経連事務局)
2003年3月12日	山崎・知的財産WG座長との打合せ(関経連事務局)
2003年3月13日	日本知的財産協会仲専務理事ヒアリング(関西経済同友会・関経連事務局)
2003年3月19日	弁護士法人キャスト村尾代表弁護士ヒアリング(関西経済同友会・関経連事務局)
2003年3月22日	第一回大阪大学知的財産法フォーラム会合
2003年3月26日	IPCCとの懇談会
2003年4月2日	知財WG(第1回)
2003年4月7日	PREXヒアリング
2003年4月	知的財産研究所開部長ヒアリング
2003年4月22日	知財WG(第2回)
2003年5月27日	知財WG(第3回)
2003年9月~12月	大阪大学産学連携公開講座(計8回)
2003年9月3日	特許庁長官・IPCC理事長と面談(大野・大商専務、藤本・関経連専務、山崎知財WG座長)
2003年9月26日	特許庁総務部長と面談(岡・関経連理事)
2003年10月23日	知財WG(第4回)、関西における特許先行技術調査事業について意見交換
2003年12月~04年1月	1月にかけて、特許先行技術調査事業に関してヒアリング
2004年1月16日	知財WG(第5回)、(株)パトリス・和田社長より特許先行技術調査事業展開について説明
2004年3月18日	拡大知財WG(第6回)、(株)パトリス・和田社長より、再び事業計画等につき説明
2004年3月23日	インド知的財産権問題研修生受け入れ
2004年4月12日	特許庁・高倉調整課長他との懇談会
2004年4月22日	アジア模倣品問題講演会(第1回)
2004年4月22日	(株)パトリスの特許先行技術調査事業に関し、企業(対象17社)向け説明会を開催
2004年5月12日	アジア模倣品問題講演会(第2回)
2004年5月25日~28日	知的財産権問題訪中視察団派遣
2004年6月7日	知財WG(第7回)

「知的財産権保護問題訪中視察団」報告書

発行日 2004年7月
発行所 社団法人関西経済連合会 経営グループ
〒530-6691 大阪市北区中之島6-2-27
電話:06-6441-0103 FAX:06 6443-5347
